

信念の正当化のための基本的方法としての「最良の説明への推論」

小川 亮 (OGAWA Ryo)

東京大学法学政治学研究科附属ビジネスロー・比較法政研究センター特任講師

「最良の説明への推論 (IBE: Inference to the Best Explanation)」はしばしば自然科学においても哲学においても基本的な方法として受容されている、と評価される。しかしながら、IBEがなぜ基本的な方法であるべきか、そもそもIBEとは何なのかに焦点を当てた議論が行われることは稀である。そこで本報告では、これもまた哲学の基本的方法に現に深く関わっている直観の信頼できなさを示す暴露論法の検討を通じて整合説的な正当化構想であるロナルド・ドゥオーキンの「統合された認識論 (integrated epistemology)」を簡単に提示した上で、その構想においてIBEが哲学の基本的方法として正当化されることを示す。

上記の目的を達成するため、本報告は、2つのセクションから構成される。第一セクションでは、暴露論法 (debunking argument)、とりわけ進化論的暴露論法の構造を確認することによって、直観的信念—信念体系内において正当化が与えられていない信念—が真であると信頼することは困難であることを示す。これを解決するために我々は、整合説的な正当化構想である「統合された認識論」を受容せざるを得ない。第二セクションでは、「統合された認識論」においては、IBEが強力に正当化されることを示す。その際には、IBEの正当性が個別の正当化根拠なく支持されることを出発点としながら、個別に正当化されたわけではない信念—自生的信念—は保守性によって正当化されるがゆえに、それに対して個別的反証がない限りそれを前提とすることが許されることを示す。以下で敷衍する。

暴露論法の基本的形式は以下のようなものである。① Sの信念Pは、Xという過程によって生まれた。② Xは、真理追跡的ではない過程である。したがって、③ Sの信念Pが真であるとは信頼できない。暴露論法には様々なヴァリエーションが存在するが、その中でも最も強力とされるのは、進化論的暴露論法である。

この暴露論法は、発生論の誤謬を犯してはいない。すなわち、信念の形成過程からすればその信念が真であるとは信頼できないことを主張するのみであって、その信念の真偽について直接にはなにも主張していない。そのため、真であることを直接に正当化する理由が、その信念の発生過程と独立した形で存在すれば、問題はその信念の信頼性ではなくその正当化の当否に移るので、進化論的暴露論法自体は問題ではなくなる[Kahane 2011: 106-107]。したがって、進化論的暴露論法の対象は、直観的信念に限定される。

そうだとすれば、暴露論法を回避するためには、直観的信念に依拠しなければよい。そしてそうだとすれば、信念の正当化は、循環したものにならざるを得ない。信念体系内において正当化されていない信念の存在を消去するためには、すべての信念を信念体系内において正当化する必要があるところ、それは信念体系内において循環した正当化によってのみ可能になるからである。信念体系外部における基礎によって信念を正当化することが仮に可能であるとしても、それもまた、それが可能であるという信念によって正当化される必要

がある。すなわち、信念体系の「外部」、より哲学的な概念としては、個々人の信念から独立した「実在」もまた、信念体系内部においてそのようなものとして正当化されるということによってのみ存在し得る。これが「統合された認識論」[Dworkin 2011: 82-83]である。

この「統合された認識論」において、IBE はどのように正当化されるのか。まず IBE は以下のような三段論法として定式化できる。すなわち、①事実を最良に説明する仮説は真である、②仮説 H は事実を最良に説明する、したがって③H は真である。IBE が一般に方法論として使えるためには、①が正当化されなければならない。そして、もし仮に①がごく薄くにでも正当化されるとすれば、我々が IBE を日常的に正当なものとして使用していることに照らせば、仮説 H を①として設定することによって、IBE は自己を強力に正当化できる。

それでは①はどのように正当化するべきなのだろうか。ここでは最も弱い想定として、①は個別に正当化を与えられていない自生的信念であるとしよう。そこで、自生的信念の正当性が問題になる。自生的信念」という言葉の発案者であるウィリアム・ライカンは、自生的信念の一般的正当化を「軽信性の原理 (Principle of Credulity)」:「最初に、真に見えるものを受け入れよ」として定式化している[Lycan 1988: 165]。

ごく簡単には、帰謬法により、軽信性の原理を正当化できる。自生的信念がすべて正当化されないという信念は、正当化のない信念はすべて偽であるという信念に基づいている。しかし、正当化のない信念はすべて偽であるとするならば、「正当化のない信念はすべて偽である」という信念そのものが偽である。よって、正当化のない信念はすべて偽であると考えする必要はない[大屋 2006: 145-146]。より積極的には、保守性 (conservativeness) という理論的価値によって軽信性の原理が正当化されるといってもよい。気まぐれな信念の変化及びそれに基づく様々な社会的変化は、無駄に資源を消費して混乱を引き起こすだけである。特に理由がない限り、信念を変化させるべきではない[Lycan 1988: 142]。

このように自生的信念が、その真理性を否定すべき理由がない限り受け入れるべきものだとするならば、IBE にもその理は当てはまる。そして、IBE に IBE を適用することによって、IBE は強力に正当化される。

「不良くじ論法」をはじめとした整合説的正当化に対する典型的な批判、すなわち、ある命題が信念体系内において整合的に正当化されたとしても、それは実在する真理を捉えている保障はない、という批判は、「統合された認識論」における IBE に対しては無力である。そもそも、ある命題 P が実在する真理を捉えているかどうかは、「その命題 P は実在する真理を捉えている」という信念が信念体系内において整合的に正当化されるかどうかによってのみ判断され得るし、それで十分だからである。

Dworkin, Ronald 2011, *Justice for Hedgehogs*, Harvard University Press.

Kahane, Guy 2011, “Evolutionary Debunking Arguments” *noûs* 45(1).

Lycan, William G. 1988, *Judgment and Justification*, Cambridge University Press.

大屋雄裕 2006, 『法解釈の言語哲学』勁草書房。

小川亮 2019a, 「どこまでも主観的な解釈の方法論」法と哲学第 5 号。

—2019b, 「ロナルド・ドゥオーキンの解釈方法論の分析とその擁護」国家学会雑誌 132 巻 11・12 号。